

# 給与支払報告書の提出について

伊那市役所税務課

日頃より、税務行政に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

「給与支払報告書」は、従業員の方にとって個人住民税の申告に代わる大変重要なものです。

令和5年中に給与、賞与、賃金等を支払った事業主は、年末調整済みか否か、パート及びアルバイト等の雇用形態にかかわらず提出してください。また、青色事業専従者、中途退職者についても同じく提出の対象となります。

「給与支払報告書」と一緒に提出していただく「総括表」は、12月上旬に各事業所へお送りします。届かない場合は市区町村役場税務担当へお問い合わせください。

- 1 提出期限 令和6年1月31日(水)必着
- 2 提出場所 従業員の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村役場
- 3 提出対象者 令和5年中に給与等を支払った方全員
- 4 提出に際しての注意

(1) 長野県と長野県下全市町村では、原則として全ての事業主に、従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収に該当する方がいる場合には、必ず「普通徴収切替理由書」も一緒に提出してください。普通徴収切替理由書の提出がない場合、報告をいただいた方全員の令和6年度個人住民税について、特別徴収をしていただくこととなります。

(2) 個人事業主の方で、給与支払報告書及び総括表を、市区町村窓口で提出される場合、事業主の方の個人番号(マイナンバー)の本人確認を実施します。窓口へお越しいただく際には、必ず本人確認書類をお持ちください。

(3) 前々年分(令和3年分)の給与所得に係る源泉徴収票の提出枚数が100枚以上ある事業主の方は、eLTAX(エルタックス)又は光ディスク等による提出が必要です。

問い合わせ先  
伊那市役所 税務課市民税係  
電話 0265-78-4111 (内線 2235~2239)